

スギホールディングス株式会社との「災害時における物資の調達に関する協定」の締結について

1. 概要

災害時に、物資の調達を円滑に実施するため、事前に価格や協力要請の方法等を事前に定めるものです。

災害時直前の価格を参考に両者が協議して決定する、指定した場所へ物資を配達してもらうことも有償ではあるが可能となる、そういったことを定めたものです。

2. 目的

災害時、スギホールディングス株式会社のグループ会社へ、物資の調達を口頭や文書にて行うことができるようになり、物資の調達を円滑に実施できるものです。市内であれば、スギ薬局栗東ひがし店とジャパン栗東店があり、店頭にて口頭で伝えて物資を調達することもできます。また、物流センターが大阪府堺市や愛知県大府市にあることから、大規模災害時にも全国各地から物資の供給が見込めるものです。

3. 協定締結効果

災害時に、様々な物資が不足することが予測され、事前に食料等備蓄しているところですが、ベビー用品や衛生用品について、多くを備蓄できておらず、また期限の短いものに関しても備蓄ができていない状況である中で、ドラッグストア等をグループ会社にもつスギホールディングス株式会社との物資調達に関する協定は、調達を円滑にし、また、乳幼児用のミルク、紙おむつ、市販薬等様々な物資の調達を可能とすることから、本協定は災害時の物資調達への効果が高いものです。

災害時における
物資調達に関する協定書

栗 東 市

スギホールディングス株式会社

災害時における物資調達に関する協定書

栗東市（以下「甲」という。）とスギホーディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達、供給等について次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栗東市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に発注する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（発注）

第4条 甲の乙に対する発注は、栗東市災害対策本部が文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で発注し、事後速やかに、文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の発注を受けたときは、特別の理由がない限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。

2 乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲・乙協議して決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、乙又は乙があっせんする者が物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（物資の価格）

第7条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、甲・乙協議して決定するものとする。

(代金等の請求及び支払い)

第8条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。

(連絡責任者の選任及び報告)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び、乙に連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異義の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県栗東市安養寺一丁目13-33

栗東市

市長 竹 村 健

⑨

乙 愛知県大府市横根町新江62番地の1

スギホールディングス株式会社

代表取締役社長 杉浦 克典

⑨

別表（第3条関係）

種 類	物 資 名
調剤薬を除く医薬品・医療用品	一般用医薬品、医療用品、救急絆創膏 等
排泄ケア用品	紙おむつ（成人用・乳児用）、紙パンツ、尿とりパット 生理用品 等
日用消耗品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポケットティッシュ等
その他	携帯トイレ、使い捨てカイロ、冷却商品 等
(特約事項)	

- （１） 物資は概ね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- （２） 品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。